

薬第3706号
平成16年1月21日

社団法人大阪府薬剤師会長 様

大阪府健康福祉部長
向精神薬が処方された処方せんの
対応について（通知）

今般、一部新聞にも取り上げられましたが、昨年より府内全域で不正に向精神薬を入手する目的で、カラーコピーによる偽造処方せンを薬局に持ち込む事例が多発しております。

つきましては、向精神薬が処方されている処方せんを受け付けた場合には、被害の拡大を防止し向精神薬の適正使用を図るため、特に留意し対応されるよう貴会会員に対し周知徹底方お願いいたします。

別添資料

向精神薬が処方された処方せんを
受け取った場合の対応について

1. 処方せんのチェックポイント

（偽造処方せんの事例）

- (1) 処方薬剤…エリミン、ハルシオン、マイスリー、ロヒプノールが多い。
- (2) 処方内容…向精神薬のみの単剤処方が多い。処方量、用法、投薬日数が多い。
- (3) 処方せんの外観…印刷面が歪んでいたり、汚れている。紙質や印の色合いが微妙に違う。手書きの場合、書体が違う。書き込みしている。
- (4) その他…新規の患者であることが多い。患者住所と診療機関・薬局が離れている。診療機関と離れた薬局への持ち込みが多い。診療科が不自然、例えば小児科、皮膚科など。

2. 処方せんに疑わしい点がある時は、調剤する前に、必ず処方医に疑義照会しなければなりません。（薬剤師法第24条）

カラーコピーによる処方せんは非常に精巧で本物と区別が付きにくい場合が多いですが、日常業務の中で“何となくおかしい？”といった薬剤師としての勘が一番大切です。日頃よ

り、上記のチェックポイント、大阪府薬ニュース等の情報に留意し、向精神薬が処方された処方せんについては特に意識して取り扱い、処方医への疑義照会を確実に行うようにして下さい。

3. 偽造処方せんと判明した場合の対応について

向精神薬が処方された処方せんを受け取り、偽造処方せんと判明した場合には、同様の事故を未然に防止するため適切な対応が必要です。不正な処方せんにより薬剤の交付を行わないことは当然のことですが、最寄りの警察署及び大阪府健康福祉部業務課または大阪府保健所まで速やかに情報提供願います。

向精神薬処方せん応需の際の留意事項

注意事項	偽造又は変造処方せんの例
(1)初めての患者で医療機関もなじみがないような場合、処方医に確認したうえで調剤するなど、慎重に対応する。	・不自然に遠くの医療機関からの処方せんが持ち込まれた。
(2)処方せんの記載事項は不自然に欠けていないか。	・向精神薬の規格の記載がない。 ・「毎食後」等、用法の記載がない。
(3)用法、用量、処方せん交付日に改ざんの形跡はないか。	・規格、一日量、処方日数等の数字や処方せん交付日を改ざんした形跡がある。 ・訂正印のない訂正がある。
(4)カラーコピーされた処方せんではないか。	・なじみの処方医発行の処方せんとはインクの色合いが異なる。 ・朱肉の色などが微妙に違う。 ・インクに独特の光沢がある。
(5)筆跡の異なる文字で書き足されている部分はないか。	・手書きの処方せんに筆跡を似せて処方を追加している。

◆ (2)から(5)について疑義があれば、処方せんを持参した者へ尋ねるだけでなく、薬剤師法第24条に基づき、処方医に疑義照会しなければなりません。

◆ 偽造又は変造処方せんにより向精神薬が不正入手（詐取）された場合、管轄の保健所等に向

精神薬事故届を提出してください。なお、詐取量が少量であっても、届け出てください。

- ◆ 偽造又は変造処方せんを発見した場合、処方せんを持参した者の住所、氏名を確認のうえ、可能な限り処方せんを預かり、保健所等に通報してください。

麻薬譲り受けについて

麻薬卸売業者から麻薬小売業者が麻薬を譲り受けるときは、譲渡証及び譲受証の交換が必要です。

麻薬を譲り受けるに当たり、次の事項に注意しなければなりません。

- (1) 「麻薬譲受証」(麻薬及び向精神薬取締法施行規則第12条に基づく別記第16号様式)に譲り受けようとする麻薬の品名・数量・麻薬小売業者の免許番号・氏名等必要事項を記載し、押印してください。

なお、余白部分には、斜線を引くか又は以下余白としてください。

- (2) 譲受証の氏名欄には、麻薬小売業者が法人の場合、法人名及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

なお、その印に代わるものとして麻薬専用印を定め、代用しても差し支えありません。

- (3) 麻薬を譲り受けるには、麻薬小売業者は麻薬譲受証を麻薬卸売業者に渡し、麻薬卸売業者は麻薬譲渡証を麻薬小売業者に渡し相互に交換しなければなりません。

麻薬譲受証はあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

- (4) 麻薬卸売業者から麻薬を受け取る場合は、麻薬卸売業者の立会いのもとに、

- ① 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
- ② 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品に相違はないか。
- ③ 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

を確認してください。

なお、数量の確認は必ずしも開封して行う必要

がありませんが、卸売業者立会いのもとに破損等を発見した場合は、麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬について麻薬卸売業者が所要の手続き(麻薬事故届の提出等)を行うことになります。ただし、実際に使用する段階で不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者において所要の手続き(麻薬事故届の提出等)を行うことになります。

詳細については、次のところまでお問い合わせ下さい。

大阪府健康医療部薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL 06-6941-0351 (内線)2558・2559

薬局における覚せい剤原料の取扱いについて

1. 覚せい剤原料とは

覚せい剤取締法で規定しているものをいい、現在、診療施設、薬局で取り扱うことができるのは、以下の医薬品である覚せい剤原料に限られています。

- ・エフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・セレギリン(エフピー錠)

薬局は、処方せんに基づき調剤した医薬品である覚せい剤原料を譲り渡す場合、指定を受けずに取り扱うことができますが、その管理については麻薬同様、法によって規制されています。

2. 譲受の際の手続き

◆譲受・譲渡証の交付

- ①譲渡(受)年月日
- ②譲渡(受)人の業務所所在地・名称及び代表者氏名・押印
- ③品名・数量

◆2年間保管

3. 保管・管理

- ◆覚せい剤原料専用の堅固な錠のついた保管庫または調剤室の鍵がかかる引き出し
- ◆保管庫は容易に破られない材質のもので持ち運びできないように固定
- ◆できるだけ人目につかない場所

4. 薬局の廃止等

- ◆薬局業務の廃止等で免許が失効した時は、15日以内に大阪府知事に届出が必要
- ◆所有している場合、30日以内に譲渡報告又は

廃棄届が必要

※薬局間での譲受，譲渡，貸借はできません。

※業務を廃止した時のみ，所有している覚せい剤原料を他の薬局等へ譲り渡すことができます。

5. 記録について

法律上帳簿の記載の規定はありませんが，より適正に管理して頂くために帳簿を作成すると便利です。

(記載内容)

①譲り受けた年月日

②品名・数量

③譲受した相手方の氏名または名称

④調剤した年月日・品名・数量・患者名

⑤事故・廃棄の記録

※廃棄する時は事前に届け出て，覚せい剤監視員立会いの下に行わなければいけません。

※事故(喪失・盗難・所在不明等)が生じた時は，速やかに届け出てください。

盗難等の場合は，所轄の警察へも届け出てください。

不明な点があれば，大阪府健康医療部薬務課麻薬毒劇物グループまでお問い合わせください。

TEL 06-6941-0351 (内線)2558・2559